

原管発官 27 第 57 号

平成 27 年 5 月 27 日

原子力規制委員会

原子力規制庁

原子力災害対策・核物質防護課長

荒木 真一 殿

東京電力株式会社

原子力運営管理部

福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画における一部変更について

「福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成 27 年 5 月 27 日より次回修正までの間、添付の表の通り一部変更して運用させていただきますので、よろしくお願ひ致します。

添付資料

- ・「福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

以上

平成27年5月27日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

「福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

※注記：「福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画」における変更箇所は、”二重下線“にて明示しています。

頁	現行	修正案	理由
II-3	別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発生時の通報経路 : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発生時の通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※1 : 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2 : いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、浪江消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※3 : ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡）	別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発生時の通報経路 : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発生時の通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※1 : 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2 : いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、浪江消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※3 : ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡）	組織名称変更に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
Ⅱ－４	別図２－４ 原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に基づく通報経路（１／２） （１）発電所内での事象発生時の通報経路 : 原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※１：浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※２：いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、浪江消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※３：ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※４：メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡）	別図２－４ 原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に基づく通報経路（１／２） （１）発電所内での事象発生時の通報経路 : 原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※１：浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※２：いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、浪江消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※３：ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※４：メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡）	組織名称変更に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
II—6	別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 ファクシミリによる連絡 電話等による連絡 ※1: 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2: いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、浪江消防署、平沼消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※3: 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 ※4: ファクシミリ、電話等による連絡手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※5: メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡）	別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 ファクシミリによる連絡 電話等による連絡 ※1: 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2: いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、浪江消防署、平沼消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※3: 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 ※4: ファクシミリ、電話等による連絡手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※5: メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡）	組織名称変更に伴う変更